

富山県障害のある人の相談に関する調整委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（平成26年富山県条例第77号）第14条第6項の規定に基づき、富山県障害のある人の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第3条 調整委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、調整委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 調整委員会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 調整委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 調整委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 調整委員会に、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の設置及びその調査審議すべき事項は、会長が調整委員会に諮って定める。

3 部会に属する委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

7 調整委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって調整委員会の議決とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第6条 調整委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 調整委員会の庶務は、厚生部において処理する。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、調整委員会の運営に関し必要な事項は、会長が調整委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年11月5日から施行する。